

京都市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月8日

京都市長 門川 大作

京都市規則第69号

京都市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得の金額

第3号様式注以外の部分中

株式等の譲渡に係る事業所得、譲渡所得及び雑所得		
-------------------------	--	--

を

株式等の譲渡に係る事業所得、譲渡所得及び雑所得		
上場株式等の配当等に係る配当所得		

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総合企画局政策企画室)